

月刊 労運研レポート No. 90

2021年12月10日号

<巻頭言> 第10回労働運動研究討論集会を成功させよう・・・	伊藤 彰信	2P
介護対策で対政府交渉を実施・・・・・・・・・・・・・・・・	南 守	4P
グローバル企業の租税回避の実態と影響・・・・・・・・	事務局	7P
第41回全国地区労交流集会長野集会に参加して・・・・・・・・	中村 美彦	9P

■発行・労働運動研究討論集会実行委員会(労運研)

〒105-0014 東京都港区芝 2-8-13 KITA ハイム芝 301 全国一般全国協気付

■発行責任者・伊藤 彰信

■<http://rounken.org/>

■郵便振替 00130-7-360171 労働運動研究討論集会実行委員会

■ゆうちょ銀行 018(店名) 普 0673522 労働運動研究討論集会実行委員会

■電話・FAX 03-3894-6620 ■mail roukenj2014@yahoo.co.jp

< 巻頭言 >

第 10 回労働運動研究討論集会を成功させよう

伊藤 彰信（労運研事務局長）

「地域から、企業を超えた共闘をつくり『22 非正規春闘』を闘おう！」「最低賃金を大幅に引き上げ、差別のない雇用と生活保障を勝ち取ろう！」をスローガンに第 10 回労働運動研究討論集会を 12 月 11 日（土）、12 日（日）の両日、オンライン会議として開催します。

コロナ災害下から新しい労働運動をつくろう

もう春闘は消滅した。我々が闘う以外に労働運動の再生はない。いや、今までの労働運動を再び生き返らせるのではなく、新しい労働運動をつくろう。そう決意したのは、2019 年 12 月の第 8 回労働運動研究討論集会でした。そのご、新型コロナウイルス感染症が流行し、春闘があったのか、なかったのか、気にもしない世の中になってしまいました。コロナによって貧困と格差は拡大し、女性非正規労働者は生活困窮に陥り、命を絶つ事態になっています。この状況を変革するために労働運動は何をなすべきでしょうか。

岸田首相は「来年の賃上げは 3 %」と言っています。賃金交渉は労使で行うものなのに、何で首相に言われなくてはならないのでしょうか。「官製春闘は終わった」と言われていたのに、何でまた「官製春闘」が復活することになったのでしょうか。

低所得者層の賃上げなくして中間層の賃上げはありません。「22 非正規春闘」をどう闘うのか、第 10 回労働運動研究討論集会で議論したいと思っています。

四つの討論テーマを準備しました

討論集会の主要な討論テーマとして四点ほど考えています。

第一にコロナ災害との闘いについてです。各職場の状況を詳しく報告していただきたいのですが、時間がありませんので、コロナ対策について労働者の権利としてどのような安全衛生対策や健康管理対策を獲得してきたのかに絞って報告していただきたいと思います。健康問題ですので、正規・非正規の差別があってはならない課題ですが、交渉ではいろいろと苦労があったと思います。組合として把握している事例をまとめて報告していただくとうれしいです。

第二に総選挙闘争についてです。コロナによって、政治と生活がより身近に感じるようになりました。しかし、貧困と格差を拡大してきた新自由主義路線を継続する自公政権が安定多数を獲得しました。今回は野党統一候補を立てて戦った初めての選挙でした。労働組合と候補者との政策協定づくりは上手くいったのか、組合員の政治意識を変えることができたか、地域の運動と選挙を結び付けることができたのか、成功例、失敗例を含めて地域の取り組みを報告していただき、来年の参議院選挙闘争の教訓になるようにしたいと思います。

第三に 22 春闘についてです。春闘は賃上げ重視から賃金水準重視に転換しましたが、本格的な闘いに入る前に、新型コロナウイルス感染症が流行しました。生活困窮に陥った人たちへの支援活動は緊急課題ですが、労働運動としては、生活困窮に陥らない働き方をどう確立していくのかが問われます。賃金水準重視の賃金闘争なら、まず最低賃金の底上げを図るべきです。そして、賃金（就労）保障を獲得して雇用不安をなくすようにする。そのうえで、社会労働保険制度や公的支援制度の改革をしないといかないとワーキングプアを温存したままでの制度の手直しでは、問題の解決にならないと思います。ワーキングプアをなくす、非正規労働者をなくすという展望をもちつつ、22 非正規春闘の共闘づくり、大衆行動づくりをどうするか議論していただきたいと思っています。

第四に労運研は何をしたらよいかという課題です。労運研は実践組織ではありませんので、共闘が前進すれば自ずとその役割は縮小していくでしょう。まだ、課題別共闘も上手く出来上がっていないのだから、労働運動の研究をもっと深めるべきだという意見もあります。共闘や大衆行動を前進させるためには、若手活動家の育成が焦眉の課題ですが、そのためには闘争交流、調査活動、学習活動など実践に役立つような支援を労運研がすべきではないかという意見もあります。労運研の今後の活動について意見をいただきたいと思っています。

第一日目は第一と第二の討論テーマについて、第二日目は第三と第四の討論テーマについて討論したいと思っていますが、きちっと分離して議論できるテーマではありませんの、相互に入り組むことは当然あると思います。ですが、労働運動の主体者としてどう活動していくのかを討論するわけですので、単に報告に終わらせることなく、「22 非正規春闘」をこう闘おうという熱心な議論を期待しています。

< 第 10 回労働運動研究討論集会 >

- 1 日 時 2021 年 12 月 11 日（土）13 時 30 分～16 時 30 分
12 月 12 日（日） 9 時 30 分～12 時
- 2 場 所 Zoom によるオンライン会議
日港福会館 2 階にスタジオを設置します
東京都大田区蒲田 5-10-2
（JR 京浜東北線「蒲田」駅東口徒歩 3 分）
オンライン環境が整っていない方は、スタジオにお越しください
- 3 内 容 ①基調報告
②「非正労働者の賃金保障、社会労働保険に関する調査」結果報告
③全体討論
- 4 参加費 無料
参加申し込みは 12 月 8 日までに roukenj2014@yahoo.co.jp にメールで

介護対策で対政府交渉を実施

南 守（福祉・介護・医療労働者組合執行委員長）

2021年11月19日、厚生労働省、財務省に対して、危機に瀕する介護保険、障害福祉サービスをめぐる中央交渉が行われた。主催は「なんとかしよう！介護対政府交渉実行委員会」。紹介議員は福島みずほ参議院議員。（他に、10/31衆院選で当選したての大石あきこ衆議院議員も参加）

公的介護制度の危機と新型コロナ禍

介護保険を中心とする公的介護制度は新型コロナ危機以前から危機に瀕している。介護現場は慢性的な人手不足である。要員確保ができないことによるサービス不提供や事業所閉鎖、はなはだしくは人事倒産など、影響は利用者にもまで拡大している。また、過重労働と人員不足の現状の中で職場は荒れ、労働者に対するハラスメントや利用者に対する虐待の背景となっている。介護労働者の平均年齢は調査年度と同じ数上っている。つまり、新規参入がほとんどないのだ。介護労働者の方が利用者よりも年上の事例も多々ある。老々介護はもはや家庭内の問題に限らなくなっている。もっとも危機の進行しているホームヘルパーでは新型コロナ危機前の2019年の段階で有効求人倍率が1.5倍を超えた。一人の求職者に1.5社が群がる地獄絵図である。

こうした危機の原因は、はっきりしている。求められる仕事の質に比してあまりにも低い賃金だ。新型コロナ危機以前の段階で介護労働者の平均賃金は全産業平均に比して月額8.5～10万円低い。介護産業は収入の大半が厚生労働省の定める介護点数によって決められるため、現場が人員不足でも市場原理は働かず、賃金上昇が起らない。ほとんどが中小企業で占められる介護業界では賃金をあげたくても原資がないのである。

このような状況はそもそもの介護保険制度の設計に原因がある。介護保険の財源は40歳以上の市民から集めた保険料（50%）と国（25%）、都道府県（12.5%）、市町村（12.5%）から成り立っており、介護保険の支出が拡大すると自動的に保険料に跳ね返るようになっている。このため、保険料の上昇を抑えるためには、支出を絞ったり、利用料を増額したりしなければならない。このため、労働者の待遇に反映する報酬は低く抑えられ、利用者負担の拡大、サービスの縮小、保険料の増額という傾向が20年来続いてきた。その結果は、前述の労働現場の状況をはじめ、生活が破綻する利用料、高い保険料を払い続けているのにサービスを受けられる当事者は高齢者全体の2割程度という状況だ。官僚たちは異口同音に「サービスの持続可能性」を殺し文句としているが、現状は「保険残って介護は減ぶ」である。

このような状況下で2020年からの新型コロナ危機が襲ってきた。医療現場がPCR検査やワクチン接種で優先されること自体は仕方がないとしても、介護現場が一般市民と同じか、その直前まで対処が遅れたのはどうだったのか。案の定、各地の施設でクラスターが頻発した。ホームヘルパーの多くがワクチン接種を終えたのは第5波の最中か、終結後の秋の話で

ある。物資も届かなかった。利用者が感染しても、介護を止めるわけにはいかない。そして、2020年前半期には介護現場にはろくにマスクも感染防除着もなかった。既に過重労働の危機下で職場に残った介護労働者たちは文字通り命がけで利用者のいのちを支えたのだ。

今回の要求

今回要求した内容は以下である。

厚生労働省あて（大項目のみ）

- ① コロナ危機下での介護現場の困難を軽減するための緊急措置に関する要求
- ② 「介護の危機」をもたらした低介護費政策を転換し大幅改善を求める要求
- ③ ホームヘルパーの処遇を抜本的に改善するための要求
- ④ 障害福祉サービスからの高齢者排除を改めさせ、同サービスの改悪を許さない要求
- ⑤ 介護保険制度のさらなる改悪を中止し、抜本的改革を求める要求

財務省あて（要約）

- ① 「財政健全化に向けた建議」（2021年5月21日）を撤回せよ。
- ② 社会保障の改善・充実に必要な財政支出を行うこと。とくに、介護保険の国庫負担の負担率を50%に引き上げること。
- ③ 介護報酬の大幅引き上げ。各種加算の基本報酬繰り入れ。
- ④ 介護従事者全員、全産業平均並み、全額国庫負担による賃金改善。
- ⑤ 利用者負担上限額の切り下げ。
- ⑥ 補足給付（施設の食費・部屋代の軽減）切り下げ撤回、拡充。
- ⑦ 「保険者機能強化推進交付金」及び「介護保険保険者努力支援交付金」の廃止

大きな課題は介護労働者の全産業平均並みへの賃金改善と、そのための国庫負担である。前述のとおり、現状の介護保険制度は介護労働者の待遇改善が、利用者負担や介護保険料に跳ね返るというゼロサムゲームになっている。今でも利用者負担や介護保険料は高すぎるのであって、このままでは介護労働者の待遇改善などおぼつかない。税からの繰り入れを拡大し、保険部分を縮小しなければ「保険残って介護は減ぶ」という現状を改めることはできないのだ。

交渉内容

上記のような構えで我々は要求を出したわけだが、両省の回答は2020年とは特徴的な変化があった。まず、彼らは介護労働者の待遇改善の必要性を否定しなかった。これは明らかに岸田内閣の「分配」「公定価格改定」方針の影響だ。総じて例年より態度（笑）がよかった。

しかし、具体的な内容に入ると旧年来の介護費抑制方針という鎧が袈裟の下にちらつく。介護労働者の待遇改善は岸田が表明した「月額9,000円」止まりである。前述の全産業平均との差は大きい。これには「0が一つ足らんのと、ちゃいます？」と思わずこぼしてしまった。しかも、その財源をどこから捻出するのかはこれから。またぞろ、保険料や利用者負担では介護保険の危機は解決されないし、もっとひどい予想としてはこっそり別の場所で「-9,000円」をつくって、名目ばかりの朝三暮四のごまかしをやってくる可能性もあ

る。根拠のない危惧ではない。過去の処遇改善は、加算を付けた分、基本報酬を削っていた事実があるのだ。

一方、高齢者や利用者の負担軽減の部分についての要求は、例年通り、色よい回答は得られなかった。少なくとも現状では、政府は我々介護労働者と高齢者、利用者の分断統治を継続の構えだ。

個別の議題では障害当事者による政府方針への糾弾と福島議員の追及が圧巻であった。一つ目は障害者65歳問題（厚労省宛要求大項目④）に関してである。障害者は65歳以上になると介護保険優先原則の名のもとに、しつこく介護保険への誘導が行われるという問題があるのだが、法律上は優先という言葉はあっても「公助」（この場合は税支出）の障害福祉サービスより「共助」（この場合は保険制度）が優先などという文言はない、公務員なら法律に基づいて仕事しろ！という糾弾だ。時間が足りなかったのが誠に残念だった。

二つ目は、ここ数年来長らく要求しているホームヘルパーの未払い労働の問題（厚労省要求大項目③）だ。それは、報酬の制度設計の問題である。介護報酬は実際に介護を提供した30分とか、1時間とかの時間と内容に対して設定されている。ところが、実際のサービス提供で人件費が発生するのはここに限られるわけではない。移動時間や待機時間、キャンセル発生時にも人件費支払いが必要になるが、制度上はここに手当ではない。政府はすべて込みの報酬設定だと毎年強弁しているが、そのための人件費の調査や移動時間、待機時間、キャンセル対応の人件費がどう手当でされているか調査もしていないのだ。一方、労働基準部局ではこうした部分の賃金支払いは労基法上必要であると指導するが、「報酬がありません」という返答には何も答えない。事実、監査時に移動時間問題を無かったことにした監督官もいたのだ。この問題に対して、福島議員は「毎年同じ答えだ。来年に向けて必ず調査しなさい。国会でも追及する。」と力強く発言してくれた。交渉に参加してくれた大石議員や、志を共にするその他の議員含め、国会内外連携してさらに追及していきたい。

危機は続く 闘いも続く

どの程度実現するのか分からない「月額9,000円」では公的介護制度の危機は解決しない。我々は小さく開いた扉をこじ開けなければならない。官僚たちはいう、制度の持続性が必要だと。認めよう、その通りだ。だが、それは「介護保険制度」のことではない。私たち労働者、人民にとってどのような制度を持続させるのか、それが問題だ。そのためには、税の使い方、取り方を含めたありかたの変更が必須だ。生み出された富をどう使うのかという階級的な課題と私たちの要求は直結している。我々の闘いは介護産業内だけでは完結しない。ともに考え、闘おう。



グローバル企業の租税回避の実態と影響

「交通の安全と労働を考える市民会議」の主催で、11月18日、オンラインイベント「交通の公共性を脅かす現下の諸問題」が開催されました。

世界では、プラットフォームのもとで働く人たちを保護する立法や政策が日に日に広がっています。日本では、ウーバーなどのプラットフォーム企業がタクシーなどの旅客運輸事業に参入しようと画策しています。このコロナ禍でウーバーイーツなどの配食業が急速に拡大しました。プラットフォーム企業の多くはグローバル大企業で、多国籍企業としての利点を生かして租税回避をおこなっています。租税回避の実態と問題点について学習するとともに、租税回避が、社会やプラットフォームの下で働く人にどのような影響を与えるか考える企画でした。以下、報告者の発言を要約してイベント報告とします。(文責：事務局)

● 諸富徹（京都大学大学院経済学研究科教授）

「グローバル企業の租税回避問題とその対策」

グローバル企業は節税をして利益を株主配当に回そうとしている。グローバル化によって、政府は企業が海外に移転して税を納めなくなるのを恐れて法人税率を下げ、所得税の累進性を低下させ、社会保険料などの労働所得への課税を強化し、消費税率の引き上げなど行ってきた。課税回避のメカニズムは、タックス・ヘイブン国に資産保有会社を設立して本社から資産（知的財産）を移転する。世界に点在する子会社は資産使用权を取得し特許料を資産保有会社に支払う。知的財産の価値を評価することは容易ではないので契約が不当なものか判断できない。

ウーバー社は、2019年に世界各地であげた営業利益58億ドルをオランダに設立した子会社に送る。オランダにはウーバー社が設立した50社もの非公開株式会社のネットワークが存在し、このネットワーク間の取引によって46億ドルの営業損失になった。オランダの子会社はバミューダ諸島にある子会社（資産保有会社）に特許料を支払っている。IT企業の多くは法人税率が低いアイルランドに拠点を構え、タックス・ヘイブン国の子会社に利益を移す操作をしている。課税回避は、脱税などの違法行為とは異なり、あくまでも合法行為である。このような課税回避を手助けする会計事務所が存在し、課税回避ビジネスを行っている。

このような事態に、国際課税ルールの独立企業原則や恒久施設原則は時代遅れになってしまった。インターネット時代ではマネーは瞬時に国境を超えることができる。OECDは新しい課税ルールを提案している。課税権を配分してネットワーク型の課税権力をつくり、サービス化、デジタル化した産業、多国籍企業の本社の統合利益、知的財産に課税してこうというものである。10月のG20では、新たな課税対象、配分割合、課税根拠などの基準を定め、その歯止めとして最低法人税率15%などのミニマム課税について合意した。

● 川上資人弁護士「急増するギグワーカーとこれに対応する国内政策の欠如」

ギグワーカーとは、単発の仕事をこなす労働者のことで、インターネット上のプラットフォームと呼ばれる仲介サイトを通じて個人事業主（自営業者）として仕事を請け負う働き方のことである。雇用関係に置かれていないために労働法が適用されていない。2020年には462万人いるといわれている。

厚生労働省が、今年3月の「フリーランスのガイドライン」でフリーランスを事業主とし、6月には労災保険の特別加入の対象とした。労働者と認めないことがはっきりしてきた。欧米のように労働者保護の対象にしている動向とは逆行する。

● 棗一郎弁護士「都労委におけるウーバーイーツユニオン事件のたたかい」

ウーバージャパンとウーバーイーツを被申立人として都労委に団交拒否の救済申し立てを行った。被申立人は、配達員は個人事業主であり、雇用関係はないと門前払いを主張した。まず問題になったのは、配達員はウーバーのアプリを介して誰と契約しているのかということである。オランダ法人はアプリの使用権を与えただけ、別のオランダ法人はアプリの利用権を与えただけ、日本法人は委託を受けているだけと逃げ回ったが、いまではウーバーイーツジャパンが被申立人になっている。

ウーバーイーツの主張は、「ウーバーイーツは、シェアリングエコノミー上のプラットフォームであり、配達業務を行っているわけではない。配達パートナーの労働力を利用しているわけではない。配達業務で報酬を得ているのではなく、マッチングプラットフォームの利用料を得ている。配達パートナーは、ウーバーイーツを好きな時間、好きな場所、好きな回数利用し、配達サービスを提供しているので労働者ではない」というものである。

しかし、ウーバーイーツは「配達パートナーガイド」で、配達デリバリーサービスであると書いている。配達の対価として配達料（報酬）を支払っているのは、紛れもない事実である。新しい経済活動だからといって労働法の適用を免れることはできない。

● 浦田誠（国際運輸労連労働政策部長）「ギグワークに関する海外の最新の動向」

欧州の裁判では、ギグワーカーの労働者性を認める判決が続いている。さらに労働協約を結ぶところも増えてきた。労使交渉は、AIが管理している配車割当、賃金設定、アカウント停止などアルゴリズムに関して労働側が見直しを主張し始めた。EUは団交権を認める新しい指令を12月にも発表する予定である。

この間、ライドシェアの運賃は、運転手不足のため高止まりになっている。仕事があるかわからない働き方を労働者が嫌っているからである。国交省は、このような国際的は動向を受けてライドシェアの参入を認めない方向に傾いているように思われるが、ウーバーなどのライドシェア産業は、運賃変動制や配車サービスを武器に地方自治体との連携、公共交通への割り込みを画策している。それを応援しているのが、兼業・副業奨励者、シェアリングエコノミー推進論者である。

第 41 回全国地区労交流会長野集會に参加して

中村 美彦（市原地区労議長）

第 41 回全国地区労交流会長野集會が長野市において 11 月 13, 14 日に開催されました。参加地区労等は、北は山形から南は沖縄までの 48、計 73 名。一昨年までは常に 100 名を優に超える人数でしたので、少し寂しい気がします、コロナ対策で定員 140 名の会場を半数に抑えたい、という事務局の構想に沿った参加数でした。

また zoom による参加も 11 名ありました。



総評解散後も続けられてきた地区労交流会

さて、地区労とはなんでしょう。名前の通り、地域の組合の集まりですが、総評（日本労働組合総評議会）の下部組織として地域労働運動の中心を担ってきました。単位組織にとどまらず、横のつながりを目指したものです。当然闘争支援が重要な運動を占めました。しかし、80 年代の労働戦線の再編によって、連合の下部組織が立ち上がり、多くの地区労が解散となりました。

総評の遺産である平和運動等は連合に継承されず、「平和フォーラム」がその代替となっているように、地方においては、解散しなかった地区労や平和センターへ衣替えした継承組織等が地域労働運動を続けてきました。しかし、当然ながら運動は後退せざるを得ませんでした。

運動は後退しても地域で取り組む課題が減ることはなく、各地区労等は悪戦苦闘を続けてきましたが、そのことが横の連帯を強めることにつながりました。北関東の 4 県の交流から始まった地区労の自主的交流は、関東近県から西日本へ、そして全国に広がりました。

全国集會は、中核となる地区労以外に県内の地区労が協力協働しなければ成功につながりません。そのような協力協働が共闘を強化し、全国集會後県内交流が定着した例は少なくありません。また、その様子を見て、次年度の開催を決意するという好循環が回りました。一方、参加者は全国の仲間の奮闘に刺激を受け、新たな活力と明日の運動への展望を得て帰還します。「全国集會があるので日々の活動に励みが出る」という感想が数多く語られています。

こう書いてくると、いいことばかりのようですが、もちろん、そんなことはありません。残念ながら運動の後退は「不可逆的」です。一番の問題は、労働運動そのものが後退の一途をたどっていることです。よく組織率が話題になります。17.1%というのも相当強烈な数字ですが、もっと深刻だと私が考えるのは「質」の問題です。多くの地区労で、活動を担

ってきた組織の地区労脱退や活動低下がみられます。それを「企業内運動化」と切って捨てるのは簡単ですが、労働の複雑化や多忙化による労働者の分断が根本的問題だし、国鉄闘争終結後の求心軸の不在も大きいと思います。

既存の労働運動の低迷に対して、新たな光明に見えたのがユニオン運動でした。地区労などを中心とした「パート110番」による労働相談活動と「コミュニティ・ユニオン」の結成です。「格差・貧困」という社会問題に目を向け、非正規労働者と連帯するこの運動は画期的なものです。しかし、組合員の定着という難しい問題も抱えており、既存の労働運動に取って代われる状態ではありません。

記念講演や各地から報告を受ける

さて全国集会に戻りましょう。記念講演は満蒙開拓記念会館館長の寺沢秀文さんの「満蒙開拓の史実から学ぶもの」。記念館は移住者の苦難を展示していますが、国策による被害だけではなく、中国侵略に加担した加害の側面もきちんと取り上げています。最初は官民共同の建設運営を考えたが、当初段階で積極的な支援を受けられなかったそうです。寺沢さんをご両親が満蒙開拓に参加し、父親から幼いころから開拓団の話聞いてきたという。加害を意識したのも父親の言葉からだそうです。「歴史は自分たちに都合のいいことだけではない。負の側面も含めて向き合うからこそ、歴史から学ぶことができる」と静かに語った寺沢さんの本業は不動産鑑定士で、手弁当で会館を運営しているという。

1部の報告は3本。沖縄中部地区労と福島小名浜地区労そして関西生コン事件。説明するまでもなく極めて重要な報告が簡潔に述べられました。

休憩をはさんで2部の報告が6本。JAL争議団の現状報告、神戸地区労の労働相談活動、長崎バスユニオンの闘い、私鉄長野県連のコロナ禍の地域公共交通の現状、松本地区労組会議の労働相談と組織化。いずれも力のこもった報告でした。

当初、1日目はこれで終わる予定でしたが、現地実行委員会は、せっかくだから、と懇親会を開催してくれました。90分一本勝負の飲食を共にした和やかなパーティーでした。参加者のスピーチも興味深く、来年の構想も語られました。

松代大本営見学ツアー



2日目は松代大本営見学ツアー。象山地下壕の入口に建てられた「もう一つの歴史館・松代」を見学し、朝鮮人犠牲者を追悼する記念碑、と地下壕の説明を受けました。その後少し離れたところに建てられた天皇御座所を見学してツアーは終わりました。終戦間際の9か月でこれだけのものを作った、まさに狂気を思わせるという現地の方の発言をかみしめました。戦争がひたひたと迫っているような現在、有意義で充実した2日間でした。

コロナ禍の中、対面で会って話すことの大切さを参加者はみな抱いたようです。